

第四十六回
参議院公職選挙法改正に関する特別委員会会議録第四号

昭和三十九年四月三日(金曜日)
午後零時三十八分開会

出席者は左のとおり。

委員長 小柳 牧衛君
理事 後藤 義隆君
鈴木 壽君
中尾 辰義君

委員 青柳 秀夫君
長谷川 仁君
吉江 勝保君
林 虎雄君
基 政七君
市川 房枝君

国務大臣 赤澤 正道君
自治大臣 松島 五郎君
自治大臣官房長 宮崎 剛君
自治大臣官 房会計課長 長野 士郎君
自治省選挙局長 常任委員 鈴木 武君
事務局側 会専門員

○委員長(小柳牧衛君) 御異議ないことと認めます。
○委員長(小柳牧衛君) 御異議ないことと認めます。
○委員長(小柳牧衛君) 御異議ないことと認めます。

○委員長(小柳牧衛君) ただいまから開会いたします。
去る二月二十七日、成瀬幡治君から都合により理事を辞任したい旨の申し

第二十二部 公職選挙法改正に関する特別委員会会議録第四号 昭和三十九年四月三日 【参議院】

出がございましたが、これを許可することに御異議ございませんか。
○委員長(小柳牧衛君) 御異議ないことと認めます。

○委員長(小柳牧衛君) 御異議ないことと認めます。
○委員長(小柳牧衛君) 御異議ないことと認めます。

○委員長(小柳牧衛君) 御異議ないことと認めます。
○委員長(小柳牧衛君) 御異議ないことと認めます。

○委員長(小柳牧衛君) 公職選挙法の一部を改正する法律案を議題といたします。
まず、政府から提案理由の説明を聴取いたします。赤澤自治大臣。

○国務大臣(赤澤自治大臣) 先般地方行政委員会では、ごあいさつ申し上げましたが、今度はこの公選法の委員会、顔ぶれは同じ方がいらっしゃるようですが、委員会が違ふと考えますので、一言ごあいさつをいたします。
ライシャワー・アメリカ大使の不幸事件が原因となりまして、急に私、前大臣の早川君にかわりまして自治相を担当することになったわけでござい

○委員長(小柳牧衛君) ただいまから開会いたします。
去る二月二十七日、成瀬幡治君から都合により理事を辞任したい旨の申し

第二十二部 公職選挙法改正に関する特別委員会会議録第四号 昭和三十九年四月三日 【参議院】

おる次第でございます。どうか皆さんの御指導を得まして大過なく任務を果たしたいと考えておりますので、どうかよろしくお願いいたします。
ただいま議題となりました公職選挙法の一部を改正する法律案について、その提案理由と内容の概略を御説明申し上げます。

申すまでもなく、民主政治の健全な発達を期するためには、選挙が公明かつ適正に行なわれることが根本の要件であります。
政府は、この見地から選挙制度審議会に對しまして、選挙区制度に関する事項、議員定数の不均衡是正に関する事項、政治資金の規制に関する事項、その他選挙制度に関する基本的事項について諮問し、審議が続けられたのであります。昨年十月十五日、さしあ

たつて措置すべき事項について政府に答申されたのであります。この答申においては、とくに、衆議院議員の選挙区別の人口と議員定数との間の不均衡の程度が著しいことを指摘し、その是正について、すみやかに措置すべきものとされているのであります。
政府といたしましては、この答申の趣旨を尊重し、衆議院議員の各選挙区において選挙すべき議員数については是正をはかるため、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の要点について御説明申し上げます。
第一に、衆議院議員の選挙区において選挙すべき議員数について改正をす

ることとしたしております。申し上げるまでもなく、現状におきましては、衆議院議員の選挙区別の人口と議員の定数との間には、各選挙区間において相当の不均衡が見られ、その上下の差は三倍以上となっているのであります。政府といたしましては、選挙制度審議会の答申を慎重に検討いたしました。不均衡の特に著しい選挙区について、是正することとしたしました。すなわち、十二選挙区について、当分の間、十九名増員しようとするものであります。この改正の基準は、地域性をも考慮して各選挙区における議員一人当たりの人口が、全国平均議員一人当たりの平均人口を基準として上下おおむね七万人の幅のうちにござるようにするというさきの答申の考え方に基づくものであります。これにより、選挙区別一人当たりの人口の最高と最低の開きは、二倍程度となり、この結果、現在の定数の不均衡が是正されることと考える次第であります。

なお、選挙制度審議会においては、一選挙区の減員についても答申いたしておりますが、この改正基準となっております上下の人口の幅及び地域性を考慮し必ずしも減員することを要しないと考えます。
第二に、これは正に併い、衆議院議員の総定数四百六十六人を、奄美群島地域に配当されている定数一人と合わせて、当分の間、暫定措置として、四百八十六人とすることとしたしております。

第二十二部 公職選挙法改正に関する特別委員会会議録第四号 昭和三十九年四月三日 【参議院】

なお、この法律は、次の総選挙から施行することとしたしております。
以上が、この法律案の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことを御願いたします。

○委員長(小柳牧衛君) 本法案に対する質疑は次回に行なうこととしたし、本日はこれにて散会いたします。
午後零時四十三分散会

三月二十六日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
一、公職選挙法の一部を改正する法律案

公職選挙法の一部を改正する法律案
公職選挙法の一部を改正する法律案
公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。
附則中第七項を第十一項とし、第六項を第十項とし、第五項を第六項とし、同項の次に次の三項を加える。
7 別表第一の規定にかかわらず、当分の間、次の表の上欄に掲げる各選挙区において選挙すべき議員の数は、それぞれ当該下欄の数とする。

東京 都 第一区 六人

第二十二部 公職選挙法改正に関する特別委員会会議録第四号 昭和三十九年四月三日 【参議院】

第二区	五人
第三区	四人
第四区	五人
第五区	六人
第六区	八人
神奈川県 第一区	五人
愛知県 第一区	六人
大阪府 第一区	六人
第二区	五人
第三区	六人
第五区	四人
兵庫県 第一区	四人

8 別表第一の規定にかかわらず、当分の間、鹿児島県名瀬市及び大島郡の区域（大島郡三島村及び十島村の区域を除く。）をもつて一の選挙区とし、その選挙区において選挙すべき議員の数は、一人とする。

9 前項の選挙区において行なわれる衆議院議員の選挙に關しこの法律の規定を適用しがたい事項については、政令で特別の定めをすることが出来る。

附則中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 衆議院議員の定数は、第四条第一項の規定にかかわらず、当分の間、四百八十六人とする。

附則
1 この法律は、次の総選挙から施行する。

2 奄美群島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律（昭和二十八年法律第二百六十七号）の一部を次のように改正する。
第三条を次のように改める。
第三条 削除